

専決処分の報告について

物損事故に係る損害賠償について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 30 日提出

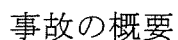
秦野市長 高 橋 昌 和



1 賠償金額

2 賠償の相手方

秦野市長 高橋 昌 和



- (1) 発生日時

令和7年6月9日（月）午前9時15分頃

- (2) 発生場所

秦野市南矢名 3 8 9 番地先

- ### (3) 事故の状況

道路管理課職員が、上記場所で刈払機を使用して除草作業を行ったところ、作業場所の隣接地に駐車していた[REDACTED]さん所有の普通自動車のリアガラスが損傷していた。

- #### (4) 本市の責任原因

周囲の安全対策不履行

- (5) 本市の負担割合

100パーセント

- #### (6) 負担割合の理由

除草作業とリアガラス損傷の因果関係について立証されていないが、安全対策が不十分であったこと並びに作業場所及び駐車場所の近接状況によるもの。